⑭　割賦販売の表示について、実際には金利又は手数料を徴収するにもかかわらず、単に「金利、手数料なし」と表示する等、実際の割賦販売条件よりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

⑮　他の事業者の営業方針、事業活動及び信用度並びに他の仏壇の品質、取引条件等について、中傷又はひぼうする表示

⑯　前各号に掲げるもののほか、仏壇の取引について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

（おとり広告に関する表示の禁止）

第15条　事業者は、広告、チラシ等において、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴　取引の申出に係る仏壇が実際には取引することができないもの又は取引の対象となり得ないものである場合のその仏壇についての表示

⑵　取引の申出に係る仏壇が実際には取引する意思がないものである場合のその仏壇についての表示

⑶　取引の申出に係る仏壇の販売期間が著しく限定されているにもかかわらず、その限定された期間が明瞭に記載されていない場合のその仏壇についての表示

第３章　公正取引協議会

（公正取引協議会の設置）

第16条　この規約の目的を達成するため、仏壇公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。

（公正取引協議会の事業）

第17条　公正取引協議会は、次の各号に掲げる事業を行う。

⑴　この規約の周知徹底に関すること。

⑵　この規約についての相談及び指導に関すること。

⑶　この規約の遵守状況の調査に関すること。

⑷　この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。

⑸　この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。

⑹　一般消費者からの苦情の処理に関すること。

⑺　不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反防止に関すること。

⑻　関係官公庁との連絡に関すること。

⑼　会員に対する情報提供に関すること。

⑽　その他この規約の施行に関すること。

（違反に対する調査）

第18条　公正取引協議会は、第４条から第15条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他当該事実について必要な調査を行うことができる。

2　事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3　公正取引協議会は、第１項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第19条　公正取引協議会は、第４条から第15条までの規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が当該警告の内容に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3　公正取引協議会は、前条第３項又は前２項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

（違反に対する決定）

第20条　公正取引協議会は、第18条第３項（警告を除く。）又は前条第２項の規定による措置を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

3　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

4　公正取引協議会は、第２項に規定する期間中に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

（規則等の制定）

第21条　公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について施行規則を定めることができる。

2　前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。

3　公正取引協議会は、規約及び第１項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則又は運用要領を定めることができる。

4　前項の細則又は運用要領を定め、変更し、又は廃止したときは、公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。

附　則

この規約は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。ただし、第４条から第10条までの規定については、告示の日から起算して１年を経過した日から施行する。

○金融庁告示第三十七号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十四年四月二十七日

金融庁長官　畑中龍太郎

金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

1　この告示は、平成二十四年五月一日から適用する。

2　この告示は、平成二十四年十月三十一日限り、その効力を失う。

○金融庁告示第三十八号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十四年四月二十七日

金融庁長官　畑中龍太郎

金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

1　この告示は、平成二十四年五月一日から適用する。

2　この告示は、平成二十四年十月三十一日限り、その効力を失う。

○総務省告示第百七十八号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）に基づき、次のとおり住居表示が実施された。

平成二十四年四月二十七日

総務大臣　川端　達夫

一　団体名　北海道亀田郡七飯町

二　実施期日　平成二十二年十二月一日

三　実施区域

町名	住居表示実施前の町名等
大中山四丁目	大中山四丁目の一部